

【ウミネコの被害状況及び対策について】

1. 経緯及び背景

東京都心のビル街では、ウミネコの屋上繁殖が 2013 年に確認されて以来、毎年約 100 羽が複数の建物屋上に小集団を形成し、繁殖を繰り返している。人の居住区域内であることから、鳴き声による騒音、糞害等の問題が発生しており、都民からの苦情が寄せられている状況である。そのため、ウミネコの被害状況への対策について鳥獣保護管理事業計画に反映させるための基礎資料を収集し、対応方針について検討した。

2. ウミネコの生態

(1) 一般的な生態

一般的なウミネコの生態情報は表 2.1 に示すとおりである。

表 2.1 ウミネコの一般的な生態情報

ウミネコ <i>Larus crassirostris</i>		カモメ科													
 <p>中央区 HP より引用</p>	【重要種としての選定状況】														
	■文化財保護法	—													
	■種の保存法	—													
	■環境省 RL	—													
	■東京都 RL (区部,本土部)	留意種 留意種とした理由:数が少なく、都市部での繁殖であり、増減の傾向が不明であるため													
【繁殖期】															
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">■:繁殖期</p>				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
参考)山溪ハンディ図鑑 新版 日本の野鳥(山と溪谷社 2016)															
【一般的な生態】															
<ul style="list-style-type: none"> ● ウミネコは、カモメの仲間で、全長約 45 cm、翼を広げると 115 cmになる。 ● 4 月から 8 月の繁殖期には、群れとなり、北海道、本州、九州、伊豆諸島等の沿岸や離島で、草の生えた斜面や平地、岩場、港などに営巣する。 ● 東京都では、伊豆諸島の新島・式根島周辺、三宅島周辺、八丈小島、恩馳島、祇苗島で繁殖が知られるが、その他の自然環境下での繁殖コロニーは知られていない。 															

(2) 区部における繁殖確認記録

近年、東京都心で繁殖が確認されたウミネコの繁殖確認記録を表 2.2 に示す。

台東区では、恩賜上野動物園でウミネコの保護個体の放鳥（1990 年、1994 年）以降、不忍池（台東区上野公園）でたびたび営巣し、繁殖失敗が続いたが 1997 年に繁殖に成功した。以降は上野で確認されるウミネコの個体数が増加し、不忍池に隣接するマンションの屋上等で繁殖が確認されている。その後は、江東区や墨田区でも集団営巣が確認されるようになり、鳴き声や糞被害による苦情が発生している。

表 2.2 区部におけるウミネコの繁殖確認記録

繁殖確認年	繁殖確認場所	出典
1997 年	台東区 不忍池	松丸・渡辺（2011）
2002 年	台東区 不忍池	松丸・渡辺（2011）
2003 年	台東区 不忍池	松丸・渡辺（2011）
	台東区 建物の屋根	
2011 年	台東区 不忍池（鶉の池）	松丸・渡辺（2011）
	台東区 ビル屋上	松丸・渡辺（2011）
2012 年	台東区 不忍池（鶉の池）	松丸（2012）
2013 年	台東区 不忍池（ボート池）	松丸・樋口（2013）
	台東区 ビル屋上	
2014 年	墨田区	樋口・松丸（2014）
	江東区	
2015 年	墨田区 ビル屋上	墨田区都市整備部環境保全課（2016）
	江東区 ビル屋上	江東区（2016）
	江東区 砂町運河防衝抗	奴賀ほか（2017）
2016 年	江東区 砂町運河防衝抗	奴賀ほか（2017）



ウミネコの営巣状況（都内屋上）



ウミネコの卵

出典：東京都内湾運河部の人工構造物上で初めて確認されたウミネコの繁殖記録（奴賀ほか、2017）

出典：東京都心におけるウミネコ屋上繁殖個体群の移動追跡（都心ウミネコ研究グループ）

3. ウミネコの被害状況

(1) 苦情件数

現在、東京都内においてウミネコによる被害のある地域は、台東区、墨田区、江東区及び中央区の4区に限られる。各区における経年的な苦情件数は図3.1に示すとおりである。

平成30年を境に被害は減少傾向にあったが、令和3年には大幅に増加している。

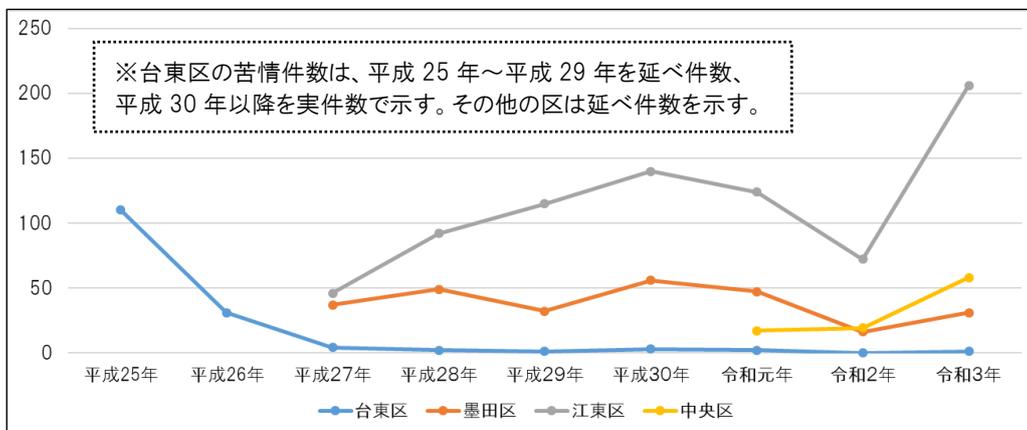


図 3.1 各区における経年的なウミネコの苦情件数

4. ウミネコの被害に対する対策事例

(1) 各道府県における第12次鳥獣保護管理事業計画

各道府県における第12次鳥獣保護管理事業計画にウミネコの被害状況及びその対策についての記載はない。

類似事例として、宮城県宮城郡松島町では、松島湾内の松がウミネコの糞等により枯れる被害が多発し問題となった。そこで、「松島町ウミネコ等被害防止対策検討委員会」を立ち上げ、松枯れ防止のための意見や方法等を検討し、観光協会（船会社等）の協力を経て平成24年4月に「餌付け」が禁止された例がある。ただし、都市部の市街地等で発生するウミネコによる被害に関して他事例はなく、現状では東京都特有の事象といえる。

(2) 都知事の鳥獣捕獲許可による捕獲数

鳥獣の生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のため、鳥獣捕獲許可を得た捕獲事例があるが、いずれも航空機エリアへの侵入に対して実施されたものである。現状として、ウミネコの鳴き声による騒音及び糞害等の生活環境被害を目的とした有害捕獲を行った前例はない。

表 4.1 都知事の鳥獣捕獲許可によるウミネコ（カモメ類を含む）の捕獲数

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
項目	カモメ類	-	-	ウミネコ	-
捕獲数（羽）	28	0	0	8	0

出典) 都資料

(3) 都内におけるヒアリング結果

ウミネコによる被害のあった各区部のヒアリング結果は表 4.2 に示すとおりである。被害は騒音・糞害等の生活環境被害が主であり、該当区の基本的な対応は、「普及啓発活動」に限定される。ウミネコの営巣したマンションの管理者（管理組合との調整が必要）や専門業者により具体的な対策（(4) ①を参照）が講じられている。

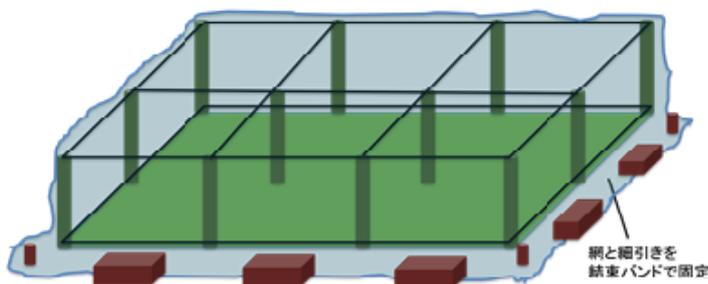
表 4.2 各自治体へのヒアリング結果

区名称	対策	内容
台東区 (環境課)	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● ウミネコの被害や苦情のあるマンションの管理者等に対して区から鳥獣保護管理法の内容説明、ウミネコの営巣対策方法等について啓発活動を行っている。なお、最近の傾向として被害及び苦情件数は減少傾向にある。 ● 有害捕獲は行っていない。 ● 被害時期は4月～8月頃である。
墨田区 (環境保全課)	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● ウミネコによる被害件数は近年、ほぼ同様に推移している。被害時期はウミネコの繁殖期であり、対策を講じたとしても、別の類似した環境を利用し営巣しているようである。 ● 今年（令和3年）は立川1丁目、千歳1丁目、両国1丁目～4丁目、本所1丁目隅田川沿い、菊川4丁目です営巣が確認された。 ● 区は、普及啓発のためのチラシ配布を2月頃に行っており、苦情があった際には被害状況等を現地視察している。 ● 有害捕獲は行っていない。鳥獣保護管理法により捕獲を行うハードルが高く（既に必要な対策を実施している必要がある等）、現実的に厳しい状況である。
江東区 (環境保全課)	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年の苦情件数は多い月に約120件（重複を含む）と年々増加している。主に5月～7月末（または8月上旬）に繁殖しているため、騒音や糞被害に対する苦情が寄せられている。 ● 昨年までは森下エリア、清澄白河エリア、佐賀エリアで営巣していたが、管理者による対策（テグス及びネットの設置等）が行われていたため、今年は営巣していない。なお、今年は東陽エリア、木場エリアに営巣場所を移し、約200～300羽が確認された。 ● 区は、ウミネコの習性上、昨年と同一場所で営巣することが知られているため、被害のあった管理者等に対して対策方法（過去の対策事例）を説明する等、普及啓発活動を行っている（助成金を交付する制度がない）。 ● 有害捕獲は行っていない。まだ卵を産んでいない巣の撤去は可能であるため、管理者等に屋上の巡回を推奨している。
中央区 (環境推進課)	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 本区での被害は一部地区（日本橋エリア）に集中している。被害の内容は、主に糞による汚損、昼夜を問わない鳴き声による騒音が多くを占める。 ● 被害時期は、ウミネコの繁殖期とされる3月～8月の期間に集中し、特に苦情件数が多い時期は、営巣して活動が活発化する5月上旬～7月中旬である。 ● 区では、区HPやリーフレットにより事前対策の重要性や防除対策の方法等の周知を行っている。また、苦情のあったビル等に対しては、区職員が直接現地で状況の確認を行うとともに、防除に関する助言を行う。 ● 防除対策については、管理者等が実施するものと考えているが、協力を仰げない場合は回答に苦慮する。また、鳥獣保護管理法により保護されていることから、卵やヒナへの直接的な対応が非常に困難（有害捕獲は実質不可能であるため事例はない）である。実際に営巣されてしまうと、対策の案内が来年以降に向けたものしか回答できず苦情対応の点でも苦慮する要因である。

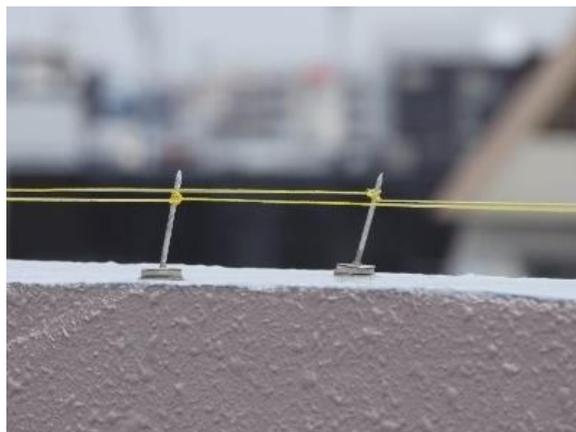
(4) 対策技術の紹介

①都（環境局）による被害防止対策に関する普及啓発

都では、東京都環境局 HP にてウミネコの被害防止対策として、簡易的なウミネコ防除網の設置方法について情報発信している。各区へのヒアリングによると、被害防止対策として防除網を推奨する方法として挙げており、実際に営巣を防ぐ等、効果に結びついている。なお、対策後に当該箇所では営巣しないが、隣接するマンション等に営巣場所を移すことがある。また、ウミネコは前年繁殖した場所で再び営巣する習性があることから、新たに営巣場所を移し繁殖した場合、来季の繁殖期前に防除網の対策を実施しなければならない等の課題が残る。



簡易的なウミネコ防除網



釣糸(テグス):屋上の縁に設置

出典) 東京都 HP

②ICT 活用による防除対策

岩手県沿岸部の水菜栽培では、移植時期にウミネコが水田で水浴びをすることによる欠株被害が問題となっている。岩手県農業研究センター等による「ドローンを用いた鳥類防除マニュアル」(2021.3)によると、ドローンを活用し水田からウミネコを追い払う技術について紹介されている。ウミネコだけでなく、その他スズメやカラス類に対しても ICT を活用した防除対策について模索されており、ドローンを含め ICT を利用した新技術の活用に関心が高まっている。

ウミネコの場合は
プラスチックチェーンを装置



出典)「ウミネコ及びスズメに対する無人航空機の防除効果」(岩手県発行)

5. 都としての対応方針について

前述のとおり、ウミネコの営巣による生活環境被害は台東区、墨田区、江東区、中央区の沿岸の区部で発生しており、苦情件数は台東区において減少傾向にあるものの、その他の区においては増加傾向にある。今後、都心部（23 区内）でのウミネコの営巣範囲の拡大および生活環境被害の増大も懸念されることから、第 13 次鳥獣保護管理事業計画では、ウミネコの被害を軽減させるため、以下の項目の記載について検討する。

表 5.1 都としての対応方針

項目	内容
予察表への追加 (計画に反映)	<ul style="list-style-type: none"> ● ウミネコは非狩猟鳥獣であり、全国的には人々の生活に悪影響を与える種として指定されていないが、過去 5 年間で継続して被害が生じており、苦情も増加している。 ● 現状、被害者は悪影響が生じていたとしても、巣立ちを待たなければ、防除対策を講じることができない。 ● そこで、<u>被害が発生した際に被害を軽減できるよう、計画の中で予察捕獲を可能とする。</u>ただし、ウミネコは東京都 RL（区部、本土部）の「留意種」であることも考慮し、本来の営巣環境ではない人工構造物上での繁殖により生活環境被害が発生した場合、更なる被害の回避または低減を目的として、個体数への影響を十分配慮しつつ、捕獲は 4 月から 8 月までの期間とするとともに、卵又は雛のみに限定する。
ウミネコの生息状況及び被害状況等の情報収集 (計画に反映)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地等のウミネコによる被害は、東京都特有の事例である。これまでに他道府県での事例がなく、効果的な対策方法や被害予測等の情報が不足している。各区及び環境局 HP 上にウミネコに対する対策方法が掲載されているが、ウミネコは営巣場所を移し被害範囲が拡大している。 ● そこで、<u>都及び各自治体が連携し、ウミネコによる詳細な被害状況や対策事例等に関する情報を共有し、今後の対応方針について検討するための基礎資料を収集することとする。</u>
ICT 等を用いた新たな技術的な対策の情報発信 (今後の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、被害対象区では、被害防止の方法として、主に東京都環境局 HP 上に掲載されている方法が採用されているものの、抜本的な解決には至っていない。 ● そこで、<u>ウミネコによる被害状況等の情報や、鳥獣被害に対する ICT 技術等を活用した事例等を収集・蓄積するとともに情報発信することで、各自治体や被害者等の負担を軽減させるための一助とする。</u>